


所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男		
件名	令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱の一部改正について			区分	
			1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	財政課、会計課			
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年6月1日付、持ち回り庁議を経て制定した要綱について、令和4年6月13日付の国通知を受けて、令和4年度東大和市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業実施要綱の一部を改正する。</p> <p>国通知：「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給」についての一部改正について</p> <p>(1) 主な改正点 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部改正により、所得上限を超える主たる生計維持者への児童手当が特例給付の対象外となることに伴い、給付金支給対象者の養育要件に「政令で定める額以上の収入がある養育者」を追記する。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和4年6月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 児童手当対象外となる養育者について、所得要件を満たすことにより当該事業に対応することができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>・令和3年5月28日 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（法律第50号）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正事務を行いたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。